

### 参考3：【観光協会用】観光防災チェックリスト

#### <「観光協会内の情報伝達体制」に関すること>

- ✓ 発災時に各観光事業者が施設の被害状況や観光客の状況を報告する観光協会の担当窓口（担当者、連絡先）を決める。
- ✓ 各観光事業者→観光協会担当窓口への報告、および観光協会担当窓口→各観光事業者への指示・要請の伝達方法を決める。
- ✓ 連絡網（電話、FAX、メーリングリスト等）を作成し、この連絡網を日常的（定期的）に利用する。

#### <「一次滞留場所・収容施設」に関すること>

- ✓ 町が指定している避難所（避難場所、避難施設）の位置やアクセスルート、収容人員を確認する。
- ✓ 大量の帰宅困難観光客が発生した場合に使用する収容施設の候補をリストアップする。
- ✓ 外国語対応が可能な観光施設、宿泊施設をリストアップする。
- ✓ 地区に居住または就労する外国語対応ができる人材をリストアップし、属性情報（所属施設、対応可能言語、常勤・非常勤の別、連絡先等）を整理する。
- ✓ 発災時における各観光施設または一次滞留場所から収容施設への観光客の輸送支援を想定し、地区内のマイクロバス等を所有する観光施設や宿泊施設等をリストアップする。

#### <「備蓄」に関すること>

- ✓ 特に宿泊施設や飲食施設に対し、各施設が可能な範囲での水、食料等の備蓄、および災害時における被災観光客への提供に関する協力を依頼する。
- ✓ 各施設にどのような備蓄がどの程度あるのかについて情報を集約しリスト化する。

#### <「関係者への周知・訓練」に関すること>

- ✓ 上記の情報伝達方法や体制、担当者を含め、地区の実情を踏まえた地区別の観光防災対応方針を検討・取りまとめる。
- ✓ 発災時の情報伝達体制や対応方針等について、関係者へ周知する。
- ✓ 情報伝達訓練、および避難訓練を定期的実施する。
- ✓ 訓練を実施する中で判明した情報伝達方法や体制の不備、課題等を確認し、必要な見直しを行う。

#### <「発災時対応・役割分担」に関すること>

- ✓ 地区内の観光施設等の被害状況や観光客の状況に関する情報を集約し、観光連盟の担当窓口へ報告する。
- ✓ 町および観光連盟からの観光防災に関する対応指示・要請を地区内の観光事業者に伝達する。
- ✓ 発災時に観光施設等の見回り（被害状況確認、情報伝達）を行う。
- ✓ 観光施設や宿泊施設が所有するマイクロバス等を活用し、可能な範囲で各観光施設または一次滞留場所から収容施設への観光客の輸送支援を行う。
- ✓ 収容施設の運営補助（観光客への情報提供、帰宅困難観光客の名簿作り等）を行う。